

一般地域・住居系市街地の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 配置	
【低中層、中高層市街地共通】	建築物の配置においては、道路などの公共空間に配慮し、壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、地域特性に配慮する。 記載欄
【低中層、中高層市街地共通】	道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した配置とする。 記載欄
【低中層、中高層市街地共通】	敷地内に歴史的な遺構や残すべき自然などがある場合は、これを生かした建築物の配置とする。 記載欄
【低中層市街地】	敷地の道路に面する部分に目印となる庭木などの樹木がある場合は、これを生かした建築物の配置とする。 記載欄
【低中層市街地】	集合住宅などを建築する場合には、敷地境界との間にゆとりの空間を設けるなど、周辺の街並みに配慮する。 記載欄
(2) 高さ・規模	
【低中層、中高層市街地共通】	周辺の建築物群のスカイラインに配慮し、著しく突出した高さの建築物は避ける。 記載欄
【低中層、中高層市街地共通】	周辺の主要な眺望点（道路、河川、公園など）からの見え方に配慮する。 記載欄
(3) 形態・意匠・色彩	
【低中層、中高層市街地共通】	建築物の形態は、建築物全体のバランスや隣接する建築物等との形態のバランスに配慮する。 記載欄

<p>【低中層、中高層市街地共通】 建築物の意匠は、地域特性に配慮し、道路に背を向けた印象を与えない工夫をする。 記載欄</p>
<p>【低中層、中高層市街地共通】 建築物の色彩は、別表に定める色彩基準 に適合するとともに周辺景観との調和を図る。 記載欄</p>
<p>【低中層、中高層市街地共通】 建築物の外装材は、周辺景観に配慮するとともに、地域で親しまれている素材・色がある場合はその活用に努める。 記載欄</p>
<p>【低中層、中高層市街地共通】 大きな壁等は部材や色彩・素材などにより面を分割するなど、圧迫感を感じさせないよう工夫する。 記載欄</p>
<p>【中高層市街地】 周辺よりも高層となる場合は、低層部と上層部で壁面に変化をつけるなど、周辺の街並みとの調和に配慮する。 記載欄</p>

(4) 屋根・屋上

<p>【低中層、中高層市街地共通】 バルコニーや屋根、屋上にある設備等は、建築物との一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。 記載欄</p>
<p>【低中層市街地】 低中層部における屋上緑化・壁面緑化を検討し、緑の創出に配慮する。 記載欄</p>

(5) 公開空地・外構等【低中層、中高層市街地共通】

<p>敷地内はできる限り緑化を図り、潤いのある空間を創出するよう工夫する。 記載欄</p>
<p>緑化に当たっては、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。 記載欄</p>
<p>樹種の選定に当たっては、周囲との調和などに配慮する。 記載欄</p>
<p>道路に面する敷地部分に塀や柵を設ける場合は、生垣や素材・仕上げに配慮した透過性の高い柵とし、周辺の街並みとの調和に配慮する。 記載欄</p>

<p>植樹や生垣が難しい場合は、玄関周りを植木鉢やプランターで飾るなど、軒先の緑化に配慮する。 記載欄</p>
<p>コンクリート塀などを設置する場合は、極力低い高さとし、柵などと組み合わせるなど圧迫感の軽減に配慮する。 記載欄</p>
<p>隣接する緑やオープンスペースとの連続性に配慮する。 記載欄</p>
<p>住宅地の環境に応じ、安全確保に必要な照明を行う。 記載欄</p>
<p>外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。 記載欄</p>
<p>道路に面する敷地部分に設置するベンチや照明灯などの施設は、統一性に配慮する。また、照明の色についても景観に配慮する。 記載欄</p>
<p>施設内に設ける設備類は、周囲からの見え方に配慮する。 記載欄</p>

上記以外で特に景観に配慮した事項

<p> </p>
----------